

海外募集型企画旅行ご旅行条件書

この条件書は、お客様が参加されるご旅行についての契約条件を定めたもので、旅行業法に定める取引条件説明書及び契約書の一部となります。お申込みの際にはパンフレット（「ちらし」を含みます。以下同様）並びに本条件書を十分に確認下さいませようお願い致します。

1. 旅行契約の締結および内容

- このご旅行は、エムオーツリスト株式会社（以下、「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下、「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- 旅行契約の内容・条件は、本条件書に記載した内容による他、パンフレット、契約書、旅行日程表及び当社募集型企画旅行契約約款によります。
- 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下、「旅行サービス」といいます。）を受けられよう、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行契約のお申込み・予約

- 当社は、ご来店及び電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、電子メールその他の通信手段によるお客様からの旅行契約のお申込み又は予約を受けます。
- 当社は、同一コースに参加しようとする複数のお客様が責任ある代表者（以下、「契約責任者」といいます。）を定めたとし、その契約責任者が旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、その団体・グループに係る旅行契約に関する取引を契約責任者との間で行うことがあります。また、当社は契約責任者がその団体・グループに同行しない場合、旅行開始後は、あらかじめ契約責任者が選任した権限者を契約責任者とみなします。
- お客様が旅行への参加をお申込みになるときは、当社の所定の申込書（以下「申込書」といいます。）に必要事項ご記入の上、申込金を添えて、当社へ提出していただきます。
- 当社は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、電子メールその他通信手段による旅行契約の予約を受けます。この場合、予約の時点では旅行契約は成立しておらず、お客様は予約日の翌日から起算して3日以内（以下、「所定日」といいます。）に申込書と申込金を当社へ提出していただきます。
- 前号の規定にかかわらず、所定日までにお客様からの申込金のお支払いがない場合は、当社は通信契約の場合を除き、その予約はなかったものとして取扱います。
- 申込金の金額は次の通りとします。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約金」のそれぞれ一部として取扱います。なお特定期間又は特定コースにおいて、申込金の金額が異なる場合があります。その場合は別途パンフレット等に定めるところによります。

区 分	申込金（おひとり）
旅行代金が30万円以上	50,000円
旅行代金が15万円以上30万円未満	30,000円
旅行代金が10万円以上15万円未満	20,000円
旅行代金が10万円未満	旅行代金の20%以内

3. お申込条件・ご参加条件

- 申込時点で未成年のお客様は、保護者の同意書の提出が必要です。
- 旅行開始日時時点で15歳未満のお客様には、未成年の方のみを参加対象とした旅行等の特定コースの場合を除き、保護者の同行が必要です。保護者が同行できない場合は、その保護者が指定した16歳以上のお客様の同行が必要です。（同行者が未成年の場合、前号同様の取扱いを致します。）
- 当社がパンフレットにご参加条件（性別、年齢、資格、技能等）を明示した場合は、その条件に合致しない方のお申込みをお断りすることがあります。
- 次のいずれかに該当する方は、旅行のお申込みの時にその旨をお申し出ください。その際、特別な措置を必要とする場合は、その内容をお申し出ください。
 - 慢性疾患をお持ちの方
 - 定期的に医師の診断を受けている方
 - 身体に障がいをお持ちの方
 - 車いすなどの器具をご利用になっている方
 - 身体障害者補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）をお連れになる方

8. 渡航書類の取得

- 旅行に必要な旅券、査証（ビザ）、再入国許可および各種証明書（以下、「渡航書類」といいます。）は、お客様ご自身で取得していただきます。
- 日本国旅券でご参加のお客様へは、必要とされる旅券の残存有効期間及び査証が必要な訪問国名を、パンフレットに記載してありますので参考とさせていただきます。
- 日本国旅券以外のお客様は、ご自身で自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所等でご確認ください。
- 当社は、当社旅行規約（渡航手続代行契約の部）の規定に基づき、当社と旅行契約を締結したお客様からの依頼により渡航書類の取得に係る手続きを代行することがあります。この場合、お客様は当社に対しこの代行業務に係る旅行業務取扱料金を支払われなければならないとします。
- 当社は前号の代行業務で、実際にお客様が渡航書類を取得できること及び関係国への出入国が許可されることを保証するものではありません。従って、当社の責めに帰すべき事由によらず、お客様が渡航書類の取得ができず、または関係国への出入国が許可されなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

9. 旅行代金に含まれるもの

- 旅行代金には次に掲げるものが含まれます。
 - 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃、料金
 - 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金（空港、駅、埠頭と宿泊ホテル間）、都市間の移動バス等の料金
 - 旅行日程に明示した観光、視察の料金（バス等の料金、ガイド・通訳・入場料等）
 - 旅行日程に明示したホテル等に係る宿泊料金、税金、サービス料（2人部屋を2人で使用することを基準とします。）
 - 旅行日程に明示した食事に係る料金（機内食は除く）、税金、サービス料
 - お1人につきスーツケース等1個の受託手荷物運送料金（お1人20kg以内が原則ですが、クラス・方面によって異なりますので詳しくは係員にお尋ね下さい。）手荷物の運送は各運送機関が行うものであり、当社は運送機関への運送委託の手続きを代行するものです。
 - 添乗員同行コースでの添乗員同行費用
 - 空港、駅、埠頭および宿泊ホテル等における送迎等のサービスに係る料金
- 前号にかかわらず、パンフレットに「旅行代金に含まれるもの」を明記している場合は、パンフレット記載の内容を適用します。

10. 旅行代金に含まれないもの

- 旅行代金には第9項第1号に掲げるもの以外のもは含まれません。その一部を例示します。
 - 渡航手続経費（旅券・査証の取得料金、予防接種料金および渡航手続代行取扱料金）
 - 日本国内における自宅から発着空港等までの交通費や宿泊費等
 - 日本国内の空港を利用する場合の空港施設使用料
 - 超過手荷物料金（規定の重量・容積・個数の超過分）
 - クリーニング、電話に係る料金、ホテルのボーイ、メイド等のチップ、その他追加飲食等の個人的費用
 - 傷害、疾病に関する医療費等
 - 日本国外の空港税、出国税およびこれに類する諸税
 - オプションツアー等の旅行先で現地旅行会社等が希望者のみを募って実施する小旅行の代金
 - 運送機関の課する付加運賃・料金（原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間および一定の条件下に限り、あらゆる乗客に一律に課せられるものに限ります。）
- 上記にかかわらず、パンフレットに「旅行代金に含まれないもの」を明記している場合は、パンフレット記載の内容を適用します。

11. 旅行契約内容の変更

- 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運送計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容（以下、「契約内容」といいます。）を変更することがあります。
- 旅行契約の内容の変更を行う場合は、変更の事由が当社にとって関与し得ないことであること及び変更の事由と契約内容の変更との因果関係をあらかじめ速やかに説明します。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に説明します。

12. 旅行代金の額の変更

- 利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額または減額される場合、当社はその増額または減額される金額の範囲内で、旅行代金の額を増加または減少することがあります。
- 前号の場合、旅行代金を増額するときは、当社は旅行開始日の前日から起算して15日以内の日より前

- 妊娠中の方
- 6歳未満の未就学者をお連れの方
- 食物アレルギーのある方
- 動物アレルギーのある方

- 当社は前号のお申し出を受けた場合、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際してはお客様の状況及び必要とされる措置についてさらにお伺いし、又は書面でお申し出いただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別の措置に要する費用は原則としてお客様の負担となります。

- お客様から第4号のお申し出のない場合又はお申し出いただいた措置を手にすることができない場合は旅行契約の申込をお断りし、または旅行契約を解除させていただくことがあります。

- 当社は旅行の安全かつ円滑な実施の為に、介助者または同伴者の動向、当社所定の健康アンケート及び医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。これに応じて頂けない場合は、旅行契約の申込を断りし、又は旅行契約を解除させていただきますことがあります。

- 妊娠中のお客様は、ご自身の責任において参加をしていただきます。ただし、妊娠36週以降（出産予定日の4週間以内）の航空機搭乗及び出産予定日がはっきりしない場合は、航空会社所定の健康診断書の提出が必要です。また航空機搭乗が出産予定日の14日以内の場合は、産科医の同伴が必要です。

- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、また団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するときは、お申込みをお断りすることがあります。

- お客様が都合により、契約書で定めた旅行日程の行程から離脱される場合は、その旨と復帰の有無及び復帰の予定日の連絡が必要です。なお、離脱した部分の旅行費用の払戻しは致しません。

4. 旅行契約の成立

- 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、かつ申込金を受理した時に成立します。
- 郵便、ファクシミリ、インターネット、電子メールその他の通信手段にお申込みまたは予約がされた場合は、次の時点で成立します。
 - 事前に申込金のお支払いがあったときは、当社が承諾した旨の通知を発送した時
 - 事前に申込金のお支払いがないときは、当社が申込金を受理した後に当社が承諾した旨の通知を発送した時

5. 契約書及び確定書

- 契約書とは、①パンフレット ②本旅行条件書 ③旅行契約締結年月日を証する書面をいひ、確定書とは出発前にお渡りする旅行日程表のことをいいます。
- 当社は、旅行契約成立後、速やかに契約書をお渡します。ただし、お申込み前にこれらをお渡ししている場合は、この限りではありません。
- 当社が契約書をお渡しした場合は、当社が旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスは、当該契約書に記載するところによります。
- 契約書に①旅行日程②宿泊機関の名称③日本発着に利用する運送機関の名称及びその便名④旅行サービスの提供を最初に受けるための集合場所及び時刻⑤添乗員が同行しない場合の旅行地における当社との連絡方法等が特定又は記載されていない場合は、当社はこれらを特定又は記載した確定書をお渡します。
- 確定書は、遅くとも旅行開始日の前日までにお客様にお渡しします。（年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期に出発するコースを除き原則として旅行開始日の7日前迄にはお渡しできるよう努力します。）なお、旅行のお申込みが旅行開始日の前日から起算して7日目に当たる日以降になされた場合は旅行開始日当日にお渡しすることがあります。
- 当社は、確定書をお渡する前であっても、当社の手配状況の確認を希望するお客様からの問い合わせには、迅速かつ適切に回答致します。

6. 旅行代金

- 旅行代金とは、パンフレットに「旅行代金と表示した金額」に「追加代金と表示した金額」を加算、又は、「割引代金と表示した金額」を減算したものをいいます。
- 第1号の旅行代金は、「申込金」「取消料」「違約料」並びに「変更補償金」の算出基準となります。

7. 旅行代金の支払い期日

- 旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日（以下、「基準日」といいます。）より前までにお支払いいただきます。
- 基準日以降にお申込みされた場合は、申込時点または旅行開始日前の指定期日までにお支払いいただきます。

にお客様にその旨を通知します。

- 当社は、第1号より運賃・料金の減額がなされるときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- 当社は、第11項第1号に基づく契約内容の変更により、旅行の実施に要する費用の減少または増加が生じる場合には、その金額の範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。
- 前号の旅行の実施に要する費用には、その契約内容の変更のために提供を受けなかった旅行サービスの提供機関が徴収する取消料、違約料等を含みます。
- 前2項にかかわらず、当社の関与し得ない事由による変更であっても、運送・宿泊機関等が旅行サービスの提供を行っているにもかかわらずその運送・宿泊機関等の座席・部屋等の他の諸施設の不足が発生しているとき（以下、「オーバーブロー」といいます。）は、旅行の実施に要する費用の増加が生じても旅行代金の額は変更いたしません。
- 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書に記載した場合において、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらずその利用人員が変更となったときは、契約書に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

13. お客様の交替

- お客様は、当社の承諾を得て、旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができます。
- お客様が前号の承諾を求めようとする場合は、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、交替を受けるお客様1人あたり10,000円の手数料とともに当社に提出していただきます。
- 第1号の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じるものとし、以後、契約を譲り受けた方がこの旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。

14. 旅行契約の解除・払戻し

- 旅行開始前のお客様の解除権
① お客様いつでも次に定める取消料をお支払いいただくことで、旅行契約を解除することができます。日本発着時のいずれかに航空機を利用する旅行契約

旅行契約の解除期日	取消料
旅行開始日がピーク時の旅行であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあたると日以降31日目にあたると日まで	旅行代金の10%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたると日以降31日目にあたると日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日以降から旅行開始日まで	旅行代金の50%
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%

- 「貸切航空機を利用するツアー」に係る取消料は、パンフレットに記載した取消料をいただきます。
- 「旅行日程中に3泊以上のクルーズ日程を含むツアー」に係る取消料は、パンフレットに記載した取消料をいただきます。
- 「日本出国及び入国時双方とも船舶を利用するツアー」に係る取消料は、パンフレットに記載した取消料をいただきます。
- 「旅行契約の解除期日」とは、お客様が当社の営業日、営業時間内に解除する旨を伝えた時刻の属する日、また、郵便、ファクシミリまたは電子メールその他の通信手段の場合は、解除する旨の意思表示が当社に届いた時刻が属する日を基準とします。
- 「ピーク時」とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで及び7月20日から8月31日までの期間をいいます。

- お客様は、次のいずれかに該当する場合は取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
 - 契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第18項<表>左欄に掲げるもの、その他の重要なものであるときに限ります。
 - 第12項第1号に基づき旅行代金が増額されたとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合であって、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、また不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - 当社がお客様に対し、確定書を出した後に、お客様が旅行の安全確保について適切な対応が講じられると判断した場合は旅行を実施いたします。その場合（当社が旅行を実施する場合）、お客様が旅行をお断りされたときは、所定の取消料を申し受けます。

(2) 旅行開始前の当社の解除権

- お客様が第7項の期日までに旅行代金をお支払いにならないときは、お客様が旅行に参加される意思がないものとみなし、当社はその翌日に旅行契約を解除します。この場合は解除の日に適用される取消料と同額の違約金をお支払い

